

評価細目の第三者評価結果

（保育所、地域型保育事業）

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	ルミエール保育園を運営する「社会福祉法人みどりの森」は、児童福祉法に準拠しつつ民間施設として独自の理念を設定しています。「福祉は人なり、常に改善や創意工夫に努力する」として、子どもの人権や主体性を尊重し児童に最善の保育を行うために保護者や地域社会と力を合わせて児童の福祉を増進し、併せて地域における家族援助を行っています。保育方針は、児童福祉法の下で認可保育所が遵守しなければならない保育の基本原則である厚生省の「保育所保育指針」に依拠しています。職員が保育に臨む姿勢は、「子どもや家庭に分け隔てなく保育を行い、人権を尊重しプライバシーを保護することを第一義とする。児童の最善の幸福を願い、保護者から意見や要望があれば真摯に傾聴し説明して、より良い保育のために努力研鑽する。保護者の協力の下に家庭養育の補完を行い、保育に関する相談に際しては、分かり易い用語で説明をして、公的施設としての社会的責任を果たすこと。」としています。これらの理念や方針は、法人のパンフレット、重要事項説明書、事業計画書、ホームページ、園内掲示などに記載して周知されて日常的に目に触れるようになっており、職員研修や保護者への入園説明会などでも説明しています。

I-2 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	厚生労働省による制度改革については常に情報を取るようになっています。とりわけ、社協からの情報収集や会計などのセミナーに参加して情報を吸収する他にも各種専門家からの情報を収集し分析しています。最近のさいたま市内の保育園増加状況については当施設の需給関係に影響をもたらすので注意して見えています。もし近隣地域に保育園が集中するような環境になることがあったとしても、当園は将来に亘って常に業界上位レベルの保育サービスを提供して、保護者からの信頼を維持するように努力を続けて行く方針で取り組んでいます。業界内の業務分析を行いながら、地域で人手不足の為に引き受け手がなくて困っている分野へ人材を配分してきめ細かくサービス提供に努めており、土曜日も含めて一時保育や子育て支援などの利用率を高めています。さらに、幼稚園や認定子ども園などの周辺分野の最新情報も広く収集して参考にしています。
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	経営層は当園を開設して以来、自ら保育に関わりしっかりした組織を育ててきており、現場の実態や組織上の問題点などはよく把握しています。組織内の人間関係はみな対等とされ、民主的な関係を基本としており、お互いに遠慮なく話し合える関係を大切にしています。そのため、職員間では情報共有が図られる環境で、友好的かつ協力的な雰囲気にあります。しかしながら一方で、職員アンケートでは「施設の経営環境や中長期計画などの情報がよく分からない」とする回答も見られ、課題もあるように見受けられました。必要と思われる情報は回覧板を回章しています。何か検討すべき点があれば職員会議で取り上げ、対応策を話し合い実行します。法人の定例理事会は年間2回～4回開催され、就業規則の変更や予算決算の審議や重要な課題が審議されます。来年度からの法人制度改革により評議員会が設置されることになっていますので、現在は人員配備や組織設置などを準備中です。職場労働環境の向上のために多少余裕を持った人員配置をしており、水曜日と木曜日はノー残業デイと定めて、実行に移しました。

I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	法人理念は、「福祉は人なり、サービスの提供を追求する園の基本方針に則り、指示されたことだけを遂行するのではなく、常に改善や創意工夫に努力する」としています。これに基づいて、「園の保育理念」、「基本保育方針」並びに「保育目標」が掲げられて、法人及び園の目標やビジョンは明確に示されており、且つ周知されています。さらに経営層では中長期のプロジェクト構想を検討しており、その構想に基づいて人材を育成し、資金や諸手配の準備をして着実に取り進められています。このような手順を踏んで、2年前に都内に姉妹保育園を開設しました。順調に運営されていることからみて、計画性をもって着実に進めていることが伺えます。中長期計画についても構想を持っており、適正規模と考えている保育園の拡充及び保育周辺での新規事業を見据えています。国の保育政策の動向や業界各施設の動向、政治経済の状況変化や事業環境の変化状況、他の業界の運営状況、場合によっては競合する部分もありうる幼稚園や小学校の対応、先進的教育を行っている業界の動向等を調査分析し見極めながら対応策を検討し、経営安定のための収益事業の可能性についても研究しています。なお、開園して12年が経過しており、建物など必要な個所の補修も検討しています。
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	「単年度の事業計画」は作成されて開示されています。前年の事業報告に続いて、当年度の園の理念、方針、目標、そして、保育状況の説明、運営管理体制や役割分担の説明、保育に関する年間行事の内容と責任体制の一覧計画表などが列記されており、「行事予定表」で年間の活動計画は分かり易く表示されています。当年度の活動内容と管理体制などが作成されています。また、保育カリキュラムに関することは「保育課程」として一覧表に詳細がまとめられていて参照できるようになっています。例えば、理念、子どもの年齢別の保育目標、養護、教育目標、食育など、健康支援、環境・衛生管理、安全対策・事故防止、保護者・地域への支援、研修計画、園保育の特色、小学校との連携、自己評価など詳細に記述されて保育課程が開示されています。
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	園の運営に関して、職員の意見を積極的に取り入れるように工夫しています。会議では、理事長がファシリテーションし、全員が意見を述べるような環境づくりに努めています。計画の実施状況については、会議で進捗を報告、確認しています。
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a	事業計画は園内に掲示しているほか、保護者には「親子ふれあいデー」の際に配布しています。入園説明会では詳しく説明している他、来年度からはクラス懇談会を実施して、理解を促す機会を設ける予定をしています。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	福祉サービスの質については、保育理念をはじめ、保育方針、保育目標などに目指すべきことが掲げられており、このビジョンに向かって経営層と職員が一緒に取り組みます。組織管理上の問題としては、例えば、ケース会議では「ヒヤリハット」をPDCAの考え方でチェックしながら対策を講じています。大雨による水害が発生した時には、災害マニュアルに添ってハザードマップを見ながら対策を検討しました。第三者評価については、23年度に受審し、今回は2回目となります。東京にある姉妹園の第三者評価結果も参考にしようと考えています。新年度の職員会議では事業報告計画を取り上げて発表します。
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	改善すべき点が出てくれば職員会議などで取り上げて、検討しています。昨年の振り返りでは、勤務時間に関する問題提起がありました。話し合いの結果、業務量を勘案した上で水曜日と木曜日の週2日は「早帰り日」と設定しました。これを遵守するように努めることで、時間を意識した業務への取り組みが習慣化してきています。また、仕事にメリハリをつけることで、年休は75%取れるように改善しました。提案があったグループウェアを採用して、職員間の情報共有が図られるようになりました。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	経営層は理事長・園長・副園長・主任・事務長が、法人と施設理事会などの役職を務め、保育園開設以来の経験とノウハウを生かして園をリードしており、全員対等の精神で職員と協力体制を大切にして事業を推進しています。各種の行事については責任者、補佐を決めて責任を持って進めています。職員間のコミュニケーション補助としてグループウェアを導入して、情報共有を図っています。その他、「ケガや事故の連絡体制表」や、災害マニュアルでは園長不在時の責任体制について、姉妹園との連携を取って家族へ連絡したり、病院へ連れて行くことなどを決めています。
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	a	コンプライアンスの徹底を園内で確認しています。園には各種規程を揃えており、就業規則の中には育休制度、介護休業制度等々を定めています。有給休暇の取得に加えて、ノー残業日を週2日設け、実践しています。月1回の避難訓練なども計画通り実施しています。虐待マニュアルを作成して、子どもの権利擁護のための研修を今年行いました。また、パワハラに関するアンケートを行って職員の意見を収集し、業務管理をする上での貴重な材料となっています。行政による定期的な監査では、過去に何らの指摘も受けたことはありません。
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	福祉サービスの質の維持向上を常に目指しています。保育方針を実践しながら、さらに向上を図るためにセミナーや勉強会へ職員に積極的に参加してもらい、知識やノウハウを得ています。外部講師に依頼して、コーチング、コミュニケーション技術などの研修を行いました。職員の積極的な意見や提案を推奨しており、映像器具を購入して活動の充実を図るなどの取り組みがあります。行事開催要領に関しては、常に現場職員の意見を尊重して取り入れています。
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	経営層は、安定して質の高い事業所の運営をするよう努めています。人事、労務、財務などに関してはそれぞれ社会保険労務士、会計事務所などの専門家に相談しながら取り進めています。職場環境については特に配慮しており、埼玉県による「働きやすい企業」として“ゴールド認定”を授与されています。副主任以上が出席する「リーダー会議」においては、経営改善や業務改善のために、節電、ノー残業日などを提案して、コスト節約意識を喚起しました。

Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
Ⅱ－２－（１） 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	職場の労働環境は良好に維持されており、職員の満足度は高くなっています。様々な事情から一定数の職員の入退職はあり、退職する理由としては結婚、実家へ帰省、親の介護等です。職場環境及び労働条件がよく、働きやすい職場として埼玉県から「多様な働き方実践企業」としてゴールド認定を受けており、業界の評判や先輩の口コミもあって必要な人材が採用できています。なお、派遣は採用していません。	
Ⅱ－２－（１）－② 総合的な人事管理が行われている。	a	公表されている理念・方針・目標などから園が期待する職員像をうかがい知ることができます。定期的に人事考課を行い、毎年査定をして処遇条件などの契約も更新しています。労働条件の中でも職員の関心が高い給与・職場の人間関係・休暇取得の三大要素についてはできるだけ希望に添えるよう配慮しています。職員個人の将来の為に、経験の積み重ねと研修などによる成長を期待しています。将来の目標としては男女を問わず、主任や園長を目指せるような人材に育てたいと経営層は考えています。また、NLP心理学を利用して自分の将来ビジョンを創る研修にも取り組んでいます。	
Ⅱ－２－（２） 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ－２－（２）－① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	職員の時間外勤務は注意を払ってチェックしており、最近では時間外勤務が減少してきています。休憩時間ではゆっくり休養できるように、休憩室にお茶とお菓子などを揃えて、職員同士のコミュニケーション促進に役立っています。職員の希望に応じてユニホームを支給し、暑気払い、忘年会などを実施して交流している他に、最もうまく開催できた行事の責任者をその年のMVPとして表彰してチケットをプレゼントし、努力を讃えています。	
Ⅱ－２－（３） 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
Ⅱ－２－（３）－① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	「福祉は人なり」の理念を掲げていて、人材一人ひとりの育成に努めています。毎年4月には副園長と職員が面談で意見交換し、各保育士に目標を設定します。またクラスの目標も設定しています。11月には中間面接を行い、目標に対してどこまで出来ているかを話し合っ確認し、考課して賞与に反映させています。	
Ⅱ－２－（３）－② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	保育理念の中に、園が何をすべきかが明示されています。また、基本保育方針の中には、職員が保育に臨むに際して求められる基本姿勢が示されています。とりわけ、運営に関連する資格としては、救急救命士、防火管理者、衛生管理者、健康管理士、栄養士、調理師などありますが、業務に直接役立つものと間接的に役立つものがあります。	
Ⅱ－２－（３）－③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	職員は入職すると、まずは保育に関わる基本的な知識等を学んで身に付けていきます。その後、経験年数に応じて専門的な研修が増えていき、年間5～6件の研修を受けることとなります。外部研修に関する情報は事務局が取りまとめて公表し、個人の希望も勘案して必要な研修が割り振られます。	
Ⅱ－２－（４） 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
Ⅱ－２－（４）－① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	実習生の研修希望が多くあり、実習生の受け入れマニュアルに基づいて対応しています。この際、子どもの個人情報保護のために誓約書に署名をしてもらいます。また、教育指導者の実習も受け入れています。例えば、小学校・中学校の先生、保育士の研修、准看護師の実習もあります。学生は毎年6名位引受けています。	

Ⅱ－３ 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	コメント
Ⅱ－３－（１） 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
Ⅱ－３－（１）－① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a		ホームページには、園の概要、保育理念、基本方針、園のとりくみ（活動内容紹介）、園の一日プログラム、年間行事、育児支援事業（延長保育・一時保育・学童保育）、情報公開（決算）、リクルートなどの情報を明示しています。これらの情報は、目的に応じてパンフレット、保育園の重要事項説明書、事業計画、園だより・ルミエールなどにも記載しています。
Ⅱ－３－（１）－② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a		事務長の責任の下で、担当責任者が諸規則に従って事務処理しています。そして、これらに関して外部の専門家（税理士、社会保険労務士など）に相談し、或いはチェックを受けています。行政の監査も定期的に行われていますが、今まで問題となる指摘を受けたことはありません。各方面からの調査結果は、その後の経営や運営改善の参考としています。

Ⅱ－４ 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	コメント
Ⅱ－４－（１） 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ－４－（１）－① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a		地域との交流機会がいろいろとあります。地域の防災イベントに参加したり、園庭を開放して子育て支援に提供したり、地域の夏祭りを園庭で行っています。障害者が自分たちで作った物品を販売に訪れたこともありました。また、園児が小学校の入学式に出席して見学させてもらいました。
Ⅱ－４－（１）－② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a		ボランティア・マニュアルを備え、希望者を受け入れています。中高生の職場体験として、今年度は3校から依頼を受けて対応しました。また、先生の教育体験として保育士資格を持った先生も受け入れています。一般の方々からの問い合わせ等は少ないですが、状況に応じた受け入れをする体制になっています。
Ⅱ－４－（２） 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ－４－（２）－① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a		地域の関連機関との連携を図っています。月1回、市の保育所園長会や、区の連絡会に出席して関係団体と情報交換しています。委員会では研修部に所属しており、アンケートを取ったりする作業を分担しています。この他、警察や消防などの会合に出席して園運営にかかわる様々な関係機関との関係作りに努めています。とりわけ、子どもの安全に関して注力しています。園周辺は近年新しく街づくりが進んだ地域で、新しい住民が増えています。地域が連携して、防犯や防災対策を講じる体制ができていない面もあるため、警察署と相談の上、不審者情報を入手したり、セキュリティ強化するなどの対策を講じました。また、家庭での虐待に関する研修に出席して、対策協議会や児童相談所などの情報を得ています。
Ⅱ－４－（３） 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ－４－（３）－① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	a		埼玉県では発達障害支援プロジェクトとして、「特別支援教育コーディネーター制度」があります。保育の時期に何か気になることがあれば早期に支援を開始して、外部専門家の「コーディネーター」と連携して小学校、或いは成人期まで支援を継続する体制が県によって整備されています。
Ⅱ－４－（３）－② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	a		夏祭り際には、園庭を地域のイベントに提供しています。園の子育て専門家としてのノウハウが地域の人たちに役立っており、時には保護者からの電話で1時間にも及ぶ子育て相談を行うこともあります。園で行っている「育児支援事業」では、「延長保育」として18：30以降19：30まで延長できるので保護者から喜ばれています。「一時保育」は、保護者や家庭の都合などで必要となった際には、一日6名まで一時的に預かっています。「学童保育」では卒園児を定員15名まで預かることができます。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	保育所の理念と基本方針を職員が理解し、実践できるように、唱和して確認しています。全職員が参加する会議で行い、その意味することの確認もしています。また、利用者を尊重する福祉サービスの「倫理綱領」や規程についても確認しています。職員が子どもへの保育の支援を規定している「保育所保育指針」や「子どもの人権」についても、各保育士が理解と実践ができるように取り組んでいます。特に、子どもが互いに尊重する心を育むために養護と教育課程に力を入れた内容を重視しています。
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a	利用者のプライバシー保護に関する規程は、マニュアルに記載しているように職員に伝える他、保護者にも入所面接時に確認をしています。子どもの生活を営む場として、園では各年齢における環境の整備と、子どものプライバシー保護に配慮しています。具体的には、夏場の水遊びでは周囲からの視線を遮る囲いを設けたり、トイレでのプライバシーへの配慮があります。
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	保育所の情報は、ホームページで紹介しています。保護者には、園だよりを発信するなどの情報提供もしています。文章の表現や写真、図、絵などを活用して、誰にもわかりやすい内容での発信を心がけています。見学を希望する人には、電話や直接の来園に主任が丁寧に対応しています。希望者には体験入所もしてもらい、子どもの一日の活動内容を説明しています。
Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a	利用開始時には、保護者の希望と意見を聞きながら、子どもの家庭での様子を確認するとともに、保育所での活動を説明しています。そして、保護者の就労状況等を考慮した上で、保育時間の設定をしていきます。なおサービス開始時には、保護者から同意書及び契約書を取り交わしています。契約内容の変更が必要になった場合には、保護者と面談で再確認します。
Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	園に通い始めたばかりの子どもは、家庭での生活からの変化に対する反応は一人ひとり異なります。そのため、担当保育士を中心に子どもの様子の変化に応じて、どのような対応が望ましいかを保護者と一緒になって考え、保育にあたっています。対応が難しい場合などには、主任に相談し、共に考え対応しています。園の利用が終了するケースのほとんどは、卒園して小学校への就学となります。卒園後も保護者と子どもが安心して園へ遊びに来られるようにしています。
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	保護者の満足度を図るために、行事終了後には定期的にアンケート調査を実施しています。また、担任保育士と相談面接や、集団での保護者同士での話し合いの会を開催するなど、保護者の意見を聞く機会を設けています。これらから把握した保護者の意向について、どのように改善していくかを職員間で話し合い、今後に活かすようにしています。現在、保護者同士の集まりがないことから、来年度は懇談会を実施することを検討しています。
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	園内に意見箱を設置し、保護者からいつでも意見を伝えられるようにしている他、日々の送迎時のコミュニケーションを大切にして、意見があれば直接話してもらえるようにしています。出された意見は、必要に応じて公表し、その対応方法について伝えていきます。行事アンケートから出た意見については、次回及び次年度の行事に活かせるように職員間で話し合っています。
Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a	保護者が意見を言いやすい環境及び保育士との関係を意識しています。必要に応じて園長や主任との話し合いができるようにもしています。保護者には送迎時に、主任や担当保育士から日中の生活内容や子どもの気持ちの変化などを聞いています。時間を取って話し合いが必要な保護者には、個室でじっくりと話しを聞くこともあります。
Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	日々の保育に関する事など、保護者の相談にはいつでも応じることを園では保護者に周知しています。保護者からの相談や意見を受けた際は、主に主任へ報告してその後の対応について検討するようになっています。内容によっては、職員会議等の場で全体で話し合い、その結果を報告するようにしています。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	事故が起こった際などに対応する手順は、マニュアルに示し明確になっています。子どもの安心と安全に対して職員は意識を高く持ち、保育内容及び環境設定を点検しています。必要に応じてそれらの見直しを行っています。
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	保育所の活動は集団で行うため、感染症が拡がらないよう、その予防に努めています。職員は感染症に対する知識と予防についての勉強会を行い、理解を深めるとともに実践しています。感染症発生時には、保護者に向けた情報発信を素早く提供をしています。早期発見、早期対応が求められるため、園と保護者の協力が大切になるからです。
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	消防法に定められた対策、及び地震災害に対する落下防止策など災害時における子ども達の安全確保に向けた準備をしています。避難訓練を毎月実施し、万が一の際には子ども達と共に迅速に避難できるようにしています。緊急時の備えを備蓄庫に保管し、その内容をリストにして定期的に確認しています。災害に備え、倉庫を園とは別のところに設けました。園は住宅街に位置していることから、周辺住民との連携も求められるため町会などとの連携も大切にしていきたいと考えています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a	福祉サービスの実施に関する適切な文章関係簿および個人情報に関する姿勢が記載されています。子どもの年齢別保育における実践計画は、年間保育計画に記載されており、各年齢の子どもをの姿を理解した内容になっています。特に、養護における子どもの成長発達に即した支援計画と教育課程内容に子どもの発達を重視した姿勢が読み取れます。これらの子どもの個人別と年齢別の記録簿が作成されており、関連する会議録も残されています。
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	保育計画の見直しは定期的に行っています。子どもの実態を踏まえ、適宜、検討と見直しに取り組んでいます。子どもの様子を見て適切なタイミングでの声掛けなどを行うことで、職員間での相互の意見交換も実践されている姿があります。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別の福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a	子どもの保育支援計画は、一人ひとりの状況に応じた内容で作成しています。この支援内容は、全職員で話し合い、決定しています。たとえば、給食内容をより豊かにするために旬の野菜などの食材の購入や、子どもの嗜好に合わせた献立を計画に反映させています。支援を必要としている子どもには、全職員の見守りと支援する姿勢を大切にし、話し合いながら支援を実践しています。
Ⅲ-2-(2)-③ 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a	支援計画の変更は、担当保育士、グループ間の保育士および未満児、以上児のグループごとの話し合いを経て、全職員で確認し記録しています。支援計画に関する職員間の話し合いの進め方や検討内容を一定の手順で行い、緊急時に対応する手順もできています。子どもの年齢別の成長と家庭環境および保育所の環境によって影響を受けるため、この人的環境への視点を重視した保育を行い、実践記録を残しています。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	未満児の生活は、誰もが見守れるように連絡帳の内容を常に確認する保育体制をとっています。また、記録簿の記載内容は随時園長と主任が目を通して、個別の指導を行っています。現在、記録簿は手書きになっていますが、今後はパソコンの活用も検討して、記録する時間が職員への負担とならないような対応も必要です。
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	子ども達一人ひとりの記録簿の管理は、全職員が注意を払い、園長と主任の経営層が責任をもって行っています。個人情報に関するトラブルなどは、これまでのところ発生していません。

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A-1 保育内容

	第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育過程を編成している。	a	子どもの生活年齢に見合う環境設定に配慮し、養護と教育課程を重視した保育を行っています。特に、未満児への養護の視点と以上児における教育課程の視点を重視しています。また、子どもの家庭状況に見合う保育時間と必要な支援をしています。保護者の意見を聞きながら、子どもの体調に配慮した保育時間になっています。保育課程に関する内容は、会議等で定期的にその内容の点検と見直しを行っています。
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と養育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地良く過ごすことのできる環境を整備している。	a	生活環境の設定は、子どもの年齢に合わせた室内外の温度、湿度、換気、採光などに配慮した内容となっています。保育用具と設備は、衛生的管理されて使用しています。特に、子どもの身体的な成長に見合う用具が設置されており、安全面において工夫されています。存分に身体を動かす遊びのスペースや、子どもの身体に合わせて集中することができるような環境を設定し、さらに子ども一人ひとりがくつろぎ、落ち着ける空間も設定されています。
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	職員は日々の子どもの様子に応じて受容した保育を実践しています。子どもの表現と内面に潜んでいる欲求を把握しながら受け止めています。子どもへの声かけは、子どもが理解できるようなわかりやすい言葉と優しく穏やかな対応を心がけています。
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身に付けることができる環境の整備、援助を行っている。	a	子どもの心身の健康状態と生活習慣の獲得には、職員が一体となって一人ひとりの子どもの姿に応じた指導をしています。子どもの生活習慣の獲得は、各年齢に応じた支援をしています。未満児は、個人差が大きいため子どもの獲得するペースを大切にし、保護者と共に見守りつつ丁寧に指導をしています。また、子ども自身が自ら獲得でき、達成感を感じるようにさりげない援助をしています。以上児は、自分でできることを確認しながら、他児と異なる姿を気づいてもらうことで、自ら直していけるように支援をしています。子どもの意識を高めるために絵本などの教材を利用した認識への伝達も繰り返しながら行っています。
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	子どもが自ら遊具や道具が取れるような環境設定をして、主体的な活動の保障をしています。子どもの年齢によって遊びの集中時間が異なるため、一日の活動時間を年齢に応じて展開できるようにしています。また、同年齢児だけの時間と異年齢児との遊びの時間設定を組み合わせながら、交流が自然にできるようにしています。自然が少なくなった近隣の環境ではありますが、園庭に樹木を植え、季節感を味わい、子どもが遊びの材料にできるように自然と触れ合いながら遊べるようにしています。加えて、定期的にリトミックや造形活動も取り入れながら、体験の幅を広げています。廊下に置いてある楽器なども手に取って触れ、遊べるようになっています。
A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	0歳児の定員は3人と少数ですが、職員と子どもたちに囲まれて可愛がってもらっています。担当保育士との関係ができることで安心感を持ってもらえるよう、ゆったりと向かい合った保育を行っています。部屋は未満児と一緒にっていますが、コーナーで区切られて、安心した環境となっています。保護者への連絡も特に丁寧に言うように配慮しています。
A-1-(2)-⑥ 3歳児未満児（1・2歳児）の保育において養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	1・2歳児は、探究心と自分でしようとする気持ちが出てくる年齢であり、子どもの気持ちを大切にしながらさりげない援助をして満足感が得られるようにしています。また、自分でできることが増えていくに伴い危険も増えてくるため、子どもの手の届く範囲に好きな遊具を設置して、職員と一緒に遊びながら安全に遊べるようにしています。子どもの自我の育ちを職員が受け止め、子どもが安心して表現できるようにスキンシップと声掛けをたっぷりして受け止めています。友達にも関心が出てきますので、職員が仲立ちをして関係づくりをしています。

<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>年齢に見合ったカリキュラムに養護と教育課程が明確に計画し、実践しています。各年齢による適切な保育指導が展開されています。コーナー別保育、異年齢児保育も行い、その過程で事故に対する予防、友達と力を合わせて行う活動などが展開されています。職員は、年間の子どもの成長を保護者に確認してもらう意味も含んで、運動会、クリスマス音楽会、春の発表会を年間の行事として行い、子どもたちの成長した姿を披露しています。一人ひとりの子どもの自信と集団で協力する姿が見られています。</p>
<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>子どもの成長を保護者と共に話し合いながら、より丁寧な支援をしています。関係機関との連携を取り、子どもの成長と状態に応じた保育を行っています。設備面は、どのような子どもが利用しても大丈夫なように設定しています。職員は、子ども障がいに対する理解を深めるために、研修に参加しています。</p>
<p>A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>子どもの1日の生活の連続性を考慮したカリキュラム内容と休憩時間に配慮しています。子どもの年齢によって必要となる休憩時間は異なるため、各年齢に応じた時間を設けています。特に延長保育を利用する子どもには、家庭生活の延長とみなす時間帯を設けた環境と職員の配置をしています。保育時間の長い子どもには、おやつを提供しており、家庭での夕食に影響がない程度の内容にしています。子どもの保育に関する伝達は、担当職員と保護者が顔を合わせないこともあるため、日中の子どもの様子が分かるように連絡帳や、送迎を担当する職員への引き継ぎをして口頭で伝達をするようにしています。</p>
<p>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>就学前の子どもへの養護と教育課程に留意をしたカリキュラムと、小学校の情報を得ながら保護者に情報発信しています。小学校との連携は、情報交換や児童保育要録を提供するなど内容が決められています。職員は、子どもに就学年齢になることと、学校生活と学びにイメージできるような話しをしています。小学校との交流は、運動会に招待され、参加可能な家族が参加をしています。</p>
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
<p>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>子どもの健康管理には、保護者の協力により丁寧に収集された情報と健康管理の記録があります。日常生活の健康管理は職員が中心に、必要に応じて園長と主任に相談し早めの対応をしています。毎月の健康に関する情報を、「ほけんたより」で保護者に伝えています。また、感染症については発生時に情報が保護者に行き渡るように掲示し、現在の罹患状態などを個人が特定できないように配慮して情報発信しています。なお、乳幼児突然死症候群の防止のために、睡眠時の呼吸の記録を取っています。</p>
<p>A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>	<p>健康診断と歯科検診を定期的実施しています。それぞれの結果については、保護者へ個別に報告しています。各部屋には、救急セットが設置されており、子どもが急に発熱をする、体調が思わしくない時には、簡易ベットが使用可能になる部屋設けています。</p>
<p>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもに対し、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>アレルギー疾患と慢性疾患の子どもへの対応は、意思の指示に応じて適切に対応しています。アレルギー疾患児には、医師の診断のもとに除去食を提供しています。保護者は、事前の献立より子どものアレルギー源になる食材を確認し、園と協力しています。子どもの給食時は、トレイにアレルギー源の表示をするなどの工夫をすることで職員が確認できることより、配膳の間違いを防いでいます。</p>
<p>A-1-(4) 食事</p>		
<p>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>どの年齢の子どもも給食の時間を楽しみにしており、大好きであると話していました。未満児の給食は、会話も楽しみつつ、箸やフォークなどの使い分けもしています。苦手な食材についても、子どもの気持ちを大切に、他児との関わりで食べたくるように声かけをしています。</p>
<p>A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることでできる食事を提供している。</p>	<p>a</p>	<p>給食は季節感を感じる献立を提供しています。子どもの嗜好については、保育士と栄養士との会議において情報交換しています。また、残食をできるだけ減少させるために、子ども自身が自分の食べられる量を自覚できるように声掛けしています。以上児は、自分で調節しながらお代わりをしています。調理室ではこの記録をつけ、子どもができる限り楽しみながら苦手な食材にも慣れていくように調理の工夫をしています。さらに、伝統食や文化の違いによる食事の提供も行っています。</p>

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a		全職員が子どもの様子を把握するように情報共有し、保護者に口頭で伝えられるようにしています。特に担当保育士が時差出勤時には、直接保護者と話すことができないことから、正しく連絡が伝わるよう配慮しています。家庭からの質問がある場合は、担当保育士が顔を合わせて直接伝えるようにしています。情報や意見がずれ違わないよう、必要に応じて面談をすることもあります。
A-2-(2) 保護者等の支援			
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a		送迎時、職員は保護者への口頭での一言を大切にしています。保護者からの様々な意見や質問には、主任を窓口とした対応とし、内容に応じて園長が対応するようにしています。保護者の年度途中の就労変更や家庭の事情などに配慮しています。保育に関する目的などは、毎月の保育園だよりに記載し、発行をしております。また、保育の実態を周知するために保育参観週間として2週間設定しています。
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a		子どもの権利に関する研修は、全職員が受講して内容を確認しています。子どもへの言葉使い、対応は子どもの人権を尊重しています。子どもの姿を通して気になる時には、児童相談所など関係機関への連絡、連携が取れるようにしています。

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）			
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a		保育士は、子どもの成長記録や保育実践に対する振り返りを行っております。評価は各保育士が年2回実施し、その後園長との面接を行い、次の課題を確認し合っています。日常における指導もありますが、定期的に園長との面接を通して資質を高めるようにしています。この一人ひとりの保育士の資質向上が保育全体を高めています。